

平成23年度第3回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 平成23年12月22日（木）午後3時～

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 15名

欠席者：〔内山憲介委員、亀崎ゆかり委員、川原 聡委員〕
〔中野伸彦委員、西山和彦委員〕

事務局 14名

4 会議次第

開会

議事

- (1) 議事録署名人指名
- (2) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について
- (3) その他

閉会

【健康福祉審議会】

1 開会

事務局

皆さん、こんにちは。ただいまから平成23年度第3回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

本日、内山委員、亀崎委員、川口委員、中野委員及び西山和彦委員については会議に欠席の旨、御連絡をいただいておりますので御報告いたします。ただいまの出席者は15名で、健康福祉審議会条例第7条第2項により委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを御報告いたします。

次に、配付している資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、あらかじめお送りしておりました資料で、議事資料といたしまして、諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）の最終案、及び参考資料といたしまして、前回10月に開催されました本審議会の議事録の2種類でございます。

本日配付しております資料といたしまして、本審議会会議次第、委員名簿を御用意させていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

また、本日の議事に関係いたしまして、前回作成しておりました諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）の計画書の御持参をお願いしておりましたけれども、もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、お知らせをお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入りたいと思います。これよりの議事進行を田鶴会長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長

こんにちは。会長を仰せつかっております田鶴と申します。今年もあと9日ばかりとなりました。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、諫早市地域福祉計画の最終案について御審議をいただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、前回10月27日の審議会におきまして答申案を御審議いただいた公立保育所のあり方（施設整備と運営）につきましては、10月28日に大峰副部会長同席のもと、市長への答申を行いましたので、ここに御報告をさせていただきます。

2 議事

（1）議事録署名人指名

○会長

それではまず、この会議の議事録署名人を指名しておきたいと思います。濱崎委員をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

《濱崎委員了》

よろしく願いいたします。

(2) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）

○会長

それでは次に、諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）についてを議題といたします。本計画は平成22年6月の会議の際に、市長より諮問を受けまして、現在まで、本審議会にて4回の審議を重ねてまいりました。前回の会議では素案を審議したところでございます。今回は、審議会として市長に答申をするべく、計画の最終案について御意見の取りまとめを行いたいと思っております。

先ほど事務局から資料の説明がありましたけれども、議事資料の諫早市地域福祉計画でございます、その1ページと2ページを御覧ください。目次が掲載されておりますので、その項目に沿って審議を行いたいと思っております。前半部分と後半部分、二つに分けさせていただきます。

まず、目次1ページの部分、第1章『諫早市の地域福祉の方向性』と第2章『諫早市の保健、医療、福祉を取り巻く現状と課題』の部分でございます。この章につきましては、前回の審議会において、事務局より詳しく説明がありました。その際空欄となっておりました国勢調査の結果など、素案への追加又は変更した部分について、事務局より説明をお願いします。

○福祉総務課長

福祉総務課長でございます。お世話になります。今日、地域福祉計画の最終案を御説明いたしますけれども、前回の審議会では皆さん方からいただいた意見に基づく追加や訂正、あるいは各課からや関係機関との調整を受けて追加をした分、さらには先ほど会長のほうから説明がありまして、国勢調査に基づく数値データを追加したところを加えまして、今回お示しをしている最終案にしております。それでは座って、順次説明させていただきたいと思っております。

文章の体裁上、順序を入れ替えたり、見やすいように図表を挿入したものなどについては説明を省略をさせていただき、御意見により追加をした部分や、今回新たに追加をした部分をかいつまんで御説明をさせていただきます。

それではまず、第1章の『諫早市の地域福祉の方向性』の部分から、変更点のみ御説明させていただきます。

10ページをお開きください。今回の【地域福祉計画（健康福祉総合計画）のイメージ】図でございます。これは骨子案のときからお示ししておりまして、これまでも何回か変更をしておりますが、ここで前回と違っている部分は、イメージ図の右側のほうの二つ、地域福祉活動計画とその下の小地域の福祉活動計画でございます。ここには、策定主体を示しておりませんでした。計画策

定の主体をはっきりさせるために名前を記載しております。地域福祉活動計画については市社会福祉協議会のほうで策定をされる。そして小地域の福祉活動計画については、地区社協による計画ということで記載をさせていただきました。

次に12ページでございます。『計画策定の経緯と体制』ということで、ここについては市民アンケートを実施したという項目を追加いたしました。今後、一番最後のパブリックコメントの実施を予定しております。

続きまして、16ページをお開きください。ここには、地域福祉推進の基礎となる地域ということで、前回お示しした際には、圏域とそれに対置をする学校区と地区社協名のみを記載しておりましたけれども、その上段部分に「諫早市の地区（校区）社協とは…」という地区社協についての説明文を加えております。

続きまして、第2章の『諫早市の保健、医療、福祉を取り巻く現状と課題』に入らせていただきます。数字につきましては、22年度の国勢調査の結果が出ていなかったため記載をしておりますませんでしたので、それぞれ22年度の数値を入れ込んでおります。

次に23ページをお開きいただけますでしょうか。23ページでの一番上の（3）ですね。『ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの夫婦世帯数の推移』ということで、記載をしておりますが、前回お示しをしたときには、高齢者のみの夫婦世帯数の推移ではなく、単身世帯の推移ということで載せておりましたけれども、高齢者のみの夫婦世帯の推移に変更をさせていただきました。

次に27ページでございますけれども、（7）の『生活困窮者』の状況ということで、ここは前回素案では記載をしておりますませんでしたけれども、生活保護の受給者の急激な増加という状況もございますので、新たに加えさせていただきました。

29、30ページでございますけれども、『人口及び世帯数の推計』を記載しておりますが、人口につきましては平成47年まで、30ページの世帯数につきましては平成42年までの推計を記載しております。しかしながら、ここにつきましては、計画期間が平成28年度まででございますので、今回の最終案では、47年、42年まで推計をしておりますけれども、それぞれ平成28年度までの数値を記載するように変更したいと思っております。

31ページから35ページまではアンケートを記載しております。見やすく四角で囲うなどいたしました。内容の変更は特にありません。

また、前回の素案では、このアンケートの最後に自由意見を羅列をしておりましたけれども、これにつきましては、3章以降の基本目標ごとにそれぞれ分類して記載をいたしました。

2章までの説明は以上でございますが、国勢調査のデータ等が詳細に出ていない部分や28ページの地区社協ごとの人数などは、住民基本台帳に基づいて算出をしております、国勢調査の結果が公表され次第、差し替えを予定しております。

簡単でございますけれども、1章、2章の説明を終わらせていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明は、ページ数でいけば4ページから37ページまででございます。

第1章、第2章についての説明でございました。御質問や御意見などございませんでしょうか。

福祉総務課長

説明不足の部分があったかもしれませんので、もう一度御説明をさせていただきますと思います。

29、30ページで、29ページについては、平成23年から平成47年までそれぞれ人口の推計をしております、今回最終案ということで皆さん方にお示しをしておりますけれども、ここについて、地域福祉計画の計画期間が平成28年度までとなっておりますので、平成32年から平成47年分の推計については今回の計画には載せないということで、削除をさせていただきたいということでございます。

同様に30ページ、平成23年から平成42年までということで、将来推計世帯数について記載をしておりますけれども、これも平成32年から42年までを最終案から削除をさせていただきたいということでございます。

○会長

ただいまの点でございますが、29ページ、30ページに平成32年から平成42年までのデータが載っておりますけれども、これを削除したいということでございますね。29ページのこの表について平成32、37、42、47を削除。それから30ページの平成32年、37年、42年の部分を削除ということでよろしくお願いいたします。

○A委員

図も修正ですね。

○福祉総務課長

はい。そういう形で併せて修正をさせていただきたいと思います。

○会長

それでは、併せて図とグラフも削除ということでございますので、よろしくお願いいたします。

何でもようございますけれども、ほかに何か御意見などございませんでしょうか。

また最後に、全体を通して質疑を設けたいと思いますので、次に進ませていただいでよろしゅうございますか。

それでは次に、第3章『計画で目指す将来像』、第4章『基本施策の展開のための取り組み』及び第5章『参考資料』の部分に進みたいと思います。特に前回の素案では、第4章に掲げたそれぞれの基本指針に対する取り組み内容のうち、市が取り組むことは、担当所管部署との調整中ということで、具体的な記述はございませんでした。また、前回の審議の中で、計画の推進母体が明確でないとの御意見、地域福祉推進圏域概況データの構成についての御要望もいただきましたので、調整方法や検討の結果を事務局より説明をお願いします。

○福祉総務課長

それでは説明をさせていただきます。3章『計画で目指す将来像』の40ページ。これは計画の体系をお示ししておりますけれども、ここで、基本指針、施策の方向の変更点について、まず御説明したいと思います。理念、基本目標、基本指針については変更ございません。施策の方向で、1番目の基本目標『ふれあい、支えあう地域づくり』の基本指針のうち3点目、『地域での新たな「支えあい」の促進』というところの、施策の方向の二つ目「支援してほしい人と支援できる人をつなぐ取り組みについて検討します」という項目でございます。前回の素案では、基本指針1点目の『顔見知りになるきっかけづくり』のほうに記載をしておりましたけれども、支えあいの促進のほうに記載を変更しております。

それから、基本目標の『地域福祉を支える人づくり』の基本指針『民生委員・児童委員活動の支援』の2点目に「民生委員さんの活動の広報について取り組みます」という項目を新たに追加させていただきました。

さらに、同じく支える人づくりの項目の基本指針の『地域福祉の新たな担い手の開拓』の、施策の方向の二つ目に「ボランティアに関する情報提供を行う人材発掘、育成に努めます」とございますが、今回は、その上の基本指針『ボランティアの活動等の支援』の中に施策の方向に記載をしておりましたが、今回こちらへ整理をしておしさせていただきました。

次に、基本目標の『地域を支える福祉の仕組みづくり』の項目に入りたいと思います。一つ目の『保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境づくり』この施策の方向の下、二つですね「第三者評価制度の導入と低所得者に対する経済的な支援」、ここの部分につきましても追加をさせていただきました。

最後に『要援護者の支援』の施策の方向について、上から2点目の「見守りネットワーク協議会での取り組みの定着を目指します」ということを追加させ

ていただきました。

次に、第4章に入りたいと思います。44ページ、先ほどアンケートの自由意見はそれぞれの項目に分類して記載すると御説明しましたがけれども、それぞれの基本目標のところに、市民の方の自由意見等を整理し、記載させていただきました。

それでは、45ページから、それぞれの基本指針ごとに、各課との調整や追加した点等を御説明させていただきたいと思います。45ページにつきまして、取り組み内容のところの、市が取り組むことの最後でございますけれども、「ココロねっこ運動について推進します」という項目を追加しております。

次に、47ページ、48ページでございます。地域活動への参加の促進でございますけれども、47ページの、市が取り組むことの最後の2項目、「地域団体の活動を支援します」というところと、「放課後における子どもの居場所の確保」の項目を追加しております。そして48ページの4行目、「老人クラブへの加入促進や活動参加への支援」というところでございますが、これは前回の審議会で、B委員、C委員から老人会への加入についての記述をとということでの御意見がありましたので、ここに追加をしております。それから、同じく48ページの図でございますが、前回の審議会でA委員のほうから、地域福祉の推進のエンジンはどれかという御質問がございました。共助の部分で、これらの団体が地域福祉の推進をするエンジンという意味で御意見を受けまして、この図を掲載させていただいております。

あと、49ページにつきまして、施策の方向の「隣近所同士、いざというときに支えあい、助けあえる関係づくり」につきましては、45ページの基本指針『顔見知りになるきっかけづくり』から移動しております。また、市が取り組むことの最後に「老人クラブの活動についての支援」を追加させていただきました。

次に、51ページでございます。(4)『地区(校区)社協の活動の推進』という項目ですが、取り組み内容の市が取り組むことについて、「小地域、地区社協が作成をする小地域福祉活動について情報提供等支援をします」ということを追加しております。

続きまして、55ページ『福祉保健に関する意識啓発』のところです。このページの最後、健康づくり推進協議会についての記述でございますけれども、これは前回の審議会で高原委員のほうから、協議会の活動についてもという御指摘がございましたので、こちらのほうに記述をしております。それから、56ページにつきまして、「健康教育など健康に関する普及啓発事業」の部分とその次の地域でできることの二つ目から五つ目、「人権啓発」や「虐待通報」、「健康に関する意識づくり」についても追加をしております。

次、57ページの施策の方向、先に40ページの計画の体系の部分で、「民生委員さんの活動についての広報」を追加したと御説明しましたがけれども、こちらのほうにも記載をしております。さらに58ページに、民生委員さんの活動内容に関する広報のチラシがございましたので、追加掲載をさせていただきました。

続きまして、59ページでございます。施策の方向は二つございますが、ボランティアセンターの機能強化とボランティア団体等の市民活動に対する支援につきまして、前回一つにまとめて記載をしておりましたけれども、こちらは二つに分けて記載いたしました。

続きまして、61ページの施策の方向でございますけれども、丸の二つ目、「ボランティアに関する情報提供、ボランティアの養成講座」。この部分については冒頭、計画の体系のところで説明をしましてとおり、ボランティアの活動支援のほうから、こちらのほうに移しております。加えて取り組み内容の、ページの下から二つ目、「食生活改善推進員、運動普及推進員といった人材の養成と健康づくり活動」についての記述を追加いたしました。

それから62ページでございます。「社会福祉会館内に設置しているボランティアセンターの機能強化を支援して、多くの方が活動しやすいボランティアセンターのあり方について検討を進めます」と記述をしておりますけれども、ここについては、その前、59ページの『ボランティア活動等への支援』の施策の方向の中に「ボランティアセンターの機能強化を図ります」と示しておりますので、62ページから59ページへ訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、65ページでございます。ここは、施策の方向の三つ目に、「第三者評価制度の導入についての啓発」の記述を追加しております。そして66ページの取り組み内容のうち、市が取り組むことのところでございますけれども、二つ目の「低所得者や障害者に関する就労や訓練などの相談支援」の項目、その下の「母子保健や成人保健など」についての項目を追加させていただいております。次の地域でできることについては、二つ目の「ご近所などでの口コミを通じてお知らせ」という部分を加えております。

次に、67ページでございます。追加をしておりますのは、市が取り組むことの中で、二つ目の「民生委員や福祉協力員、母子保健推進員の適切配置」の記述を追加しております。またその下、二つ目は、前回「専門的な相談体制の充実」という記述にとどめておりましたけれども、今回は相談支援の機関等を記載し、具体的な記述に修正しております。

次は68ページでございますけれども、地域でできることの二つ目と三つ目、「育児や介護の経験のある方」について、そして「自宅で高齢者、障害者の介

護を行う家族や、子育て中の親同士」についてを追加しております。

それから69ページについては特に変更しておりません。71ページの(4)『社会福祉協議会の機能強化と連携』についても、特に記載、記述の追加はございませんが、72ページに社協の具体的な事業や方針をまとめた表をつけております。

次、75ページでございます。施策の方向に、「高齢者見守りネットワークの活動支援事業推進協議会」についての記述を追加しております。それから76ページの地域でできることの二つ目に「要援護者に対しては、災害発生時の避難支援活動を行いましょう」ということでの記述を追加しております。最後に78ページでございますが、先ほど、47、48ページの『地域活動への参加促進』で少しお話しましたけれども、こちらの【要援護者の日常生活の見守り体制】の図も前回A委員から御質問がありました地域福祉を推進するエンジンの一つ、要援護者の方々の見守りを推進するエンジンとして掲載しております。

4章については以上でございます。

5章でございますけれども、ここは前回の素案では、数字が全く入っていませんでしたので、それぞれ校区、地域福祉推進圏域ごとにデータを入れております。ただ障害の部分はデータ収集が間に合わず記述ができておりません。また、変更しているところは、真ん中にそれぞれ何々小校区ということで記述をしています。この校区のところは前回、I委員さんから、地区社協の活動の実際の取り組み内容を記載したらどうかと御提案がございましたけれども、実際の活動につきましては、社協のほうでつくられる活動計画のほうに記載をする予定でございますので、この計画書の中では、地区社協名のみを記載しているところです。

最後に、103ページに用語解説(案)がございますが、これらの項目についていろいろ解説を載せていきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問とか御意見などはございませんでしょうか。

B委員

よろしいでしょうか。今、該当することかどうかと思いますけれども、40ページに『地域を支える福祉の仕組みづくり』とありますが、そのところにちょっと関連してお尋ねいたします。

実を言いますと、老人会では、例えて言いますと、栗面老人会と小栗地区全体の連合会があるわけですね。今まで小栗のふれあい会館ができる前は、出張所のところに公民館がありまして、そこに連合会の荷物などを置かせていただ

いていたんです。例えば運動会の際のゼッケンとかユニフォームなどですね。そこに置いていたので、ふれあい会館にも置かせていただけるかと思ったら、ふれあい会館は公民館と違うのだから、そういうものは置けないと言われてまして、全部各町内に持ち帰っております。

そうしますと、町内の物と連合会の物とが一緒になったり、混雑するわけですね。今年などは、連合会のものをその係になった人が自宅に置いているわけです。大きな家ならいいですけども、県住などの人は荷物を置くスペースが少なくなり、大変困っておりますので、そここのところの融通をどうかしてきかせていただいて、少しでもいいから連合会の荷物を今までどおりふれあい会館に置かせていただくことができないものか。それとも、もうそれは絶対できないのなら、どこか別のところに置き場を交渉しなければいけないのかと、小栗ができてからずっとみんな悩んでおります。それはどういうふうに解決していただけるか、またこちらのほうでどのような方法をとったらいいかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○会長

今の件、いいでしょうか。お聞きしていますと、同じ基本目標の中の基本指針に『地域福祉を支える活動拠点の確保』という項目もあるんですね、ここも少し関連があるのではと思います。その辺を踏まえてよろしくお願いします。

○B委員

お願いいたします。

○福祉総務課長

具体的に小栗のふれあい会館に老人会の荷物を置けるか置けないかというのは、私たちが施設を管理している所管部署ではなく、また、どの程度の荷物を置かれないのかという状況も分からないので、今すぐお答えすることは難しいのですが……。

○B委員

私が申し上げているのは、公民館とふれあい会館は性格が違うから置かせられないとおっしゃるんです。それで、そこが少しは融通はきかないのかなと思ってお尋ねしているわけなんです。どういう性格で、なぜ置けないのかということなんです。

○福祉総務課長

公民館についても、ふれあい会館についても、先ほどお話したとおり、私たちの所管ではないので、申し訳ございませんけれども、詳細については把握をしておらずにお答えすることができません。しかしながら、その問題の具体的な部分については、おそらく地域振興課や生涯学習課が所管であろうと思いま

すので、こういう御意見が出ましたよということは伝えて、B委員には直接お返事をしたいと思います。

先ほど、会長さんのほうから、『地域福祉を支える活動拠点の確保』の関連でというお話も出ましたけれども、それについてはただいま説明をしまいいりました目的に沿うような部分、地域での自助・共助・公助という考え方もございますので、活動の場をできるだけシェアしていくようないろいろな方法があるにしても、その辺はお互いに努力をしていかなければならない部分があるかと思えます。

○会長

今の御意見は、確かにいろいろ地域地域で、私も耳にしたこともございます。今まで置かれていたものが施設の整備によって置かれなくなったなど、いろいろと困っておられる部分については、関係課との調整の上、対応できるものは対応していただきたいということによろしゅうございますでしょうか。

○B委員

はい。

○会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○C委員

立派な資料をありがとうございました。ただ、第2章『諫早市の保健、医療、福祉を取り巻く現状と課題』という章をつくっておりますけれども、内容を見ると福祉だけですね。医療を括弧とかにしてももらったほうがいいんじゃないかと思いました。

それから、2点目ですけれども、75ページのところです。ここのところで教えていただきたいんですが、基本方針で要援護者登録となっております。要援護者登録と介護保険の要介護登録とは、かなり重なる部分があると思うんですけれども、ここのところはどうなっているのだろうかというのが1点。

もう1点、横の76ページの『要援護者登録の概要』というところの(6)『情報共有機関』のところで、民生委員の方々、それから児童委員、市の社会福祉協議会、自治会、消防署、消防団、警察署、九州電力、九州ガスがありますが、これは、結局急いで避難をさせないといけないという意味で、こういう形が書いてあると思うんですね。ところが収容先の病院という形で、諫早総合病院が災害拠点病院になっていると思います。そこのところに、こういった資料は置いておく必要はないのかなと。みんなもらっても困るなあということかもしれないけれども。やはりおそらく諫早総合病院が中核になると思いますので、そういった資料は必要ではないかと。ただ避難を支援する機関だけでよ

いのか、支援の必要な方々というのは、おそらくみんな病気をもっておられると思いますので。

東日本大震災のときも、カルテがなくなってしまったというのが一番の問題だったようでございます。いざという時にそういう簡単なデータがあれば大変役に立つのではないかと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。今の件について、19ページの関係と75ページ、76の要援護者の関係でございます。お願いします。

○福祉総務課職員

はじめに御指摘いただきました19ページ、保健、医療、福祉を取り巻く現状と課題ということで、確かに内容的には福祉の視点が非常に多くて、36ページに掲載している内容、地域福祉の課題というところなんですけれども、福祉的内容が非常に多いので、括弧で掲載させていただくようにさせていただきたいと思います。

要援護者登録制度のほうですが、市のほうから民生委員さんをお願いをして、対象となる可能性のある方々を調査していただきました。調査対象として、介護の認定を受けていらっしゃる方の中で、お一人暮らしか二人暮らしという条件でも抽出しておりますので、登録されている方の中にも、介護の認定を受けている方がたくさんいらっしゃる状況です。登録されている方の介護の認定状況というのは、データベース中の情報と介護のデータを毎月照合しながら変動向を追っているという状況でして、要援護者方の介護の認定度がどう変わっていったかというのを毎月確認し、データの更新を行っているところです。おっしゃるように、非常に密接な関係ありますので、連携を取りながら、この登録に反映させていきたいと思います。

それから、諫早総合病院の件でございますが、現在要援護者に関しては、76ページの(6)に掲載している『高齢者見守りネットワーク活動支援事業推進協議会』の中で議論をさせていただいております。現在はまだ、その協議会の中に諫早総合病院さんが参加していないという状況ではございますが、災害が起きたときには、福祉避難所など避難をする場所についても指定をなさいという方針が国から出ていますので、今後そういった中で協議をさせていただければと思っております。

○福祉総務課長

最初の御意見について、19ページの保健、医療、福祉の分は、内容がほとんど福祉的という御指摘で、医療に括弧をつけてはどうかという御意見に対し、一応括弧をつけましょうと担当の者からお答えはしたんですが、記述そのもの

は、確かに医療という視点で強く記載はしてはならないと思いますけれども、人口の推移とかこの辺は、当然状況としては医療にかかわる問題でもございますので、前回の地域福祉計画に同様の表題で記載をしております。できれば体裁もございますので、括弧をつけずにそのまま記載をさせていただきたいと思っておりますけれども。

○会長

C委員さん、今の保健、医療、福祉ということで、前回の計画もそういう表現をしているということで、前回同様でよろしゅうございますでしょうか。

要援護者登録の部分については状況を御説明いただきました。諫早総合病院さんのことも今後の協議会の中で検討していくということでございます。

ほかに御意見ございませんか。

はい、お願いします。

○D委員

第2章なんですけれども。29と30ページの折れ線グラフを見てみると、65歳以上の人口の割合と1世帯当たりの世帯員数というのは、ちょうど平成28年から折れ線グラフの角度が変わっていて、多分その後の何年分かも追加しているのではないかなと思うんですけれども、その意味は、何か急激に変わっている理由は何かあるんですか。

○福祉総務課職員

平成28年まで、つまり左側は1年刻みになっているんですけれども、この後、平成28年以降は5年刻みで掲載をしております。もともとこのデータが、国の人口問題研究所というところが出している係数を使って計算し、この数値が5年刻みで出ていたことが理由でございます。

○D委員

わかりました。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

○A委員

47ページから48ページなんですけれども、「放課後子ども教室」を取り組みの中に入れましたということで、ここには「実施します」という表現になっています。次世代を担う子どもを支援するということは、今の子どもたちが地域で恩恵を受ければ、先々その地域に恩返しをするということで非常に重要だとは思いますが、圏域全体として、20圏域あるわけですよね。そこにすべて放課後教室というのがあるという想定なのではないでしょうか。

○福祉総務課職員

「放課後子ども教室」に関しては、基本的には小学校の中で活動しております

して、23年度は、まだ5校しか実施ができていないという状況です。しかしながら、学校側としては、すべてで実施ができるように進めたいという話を聞いており、社協ごとの地域福祉推進圏域の地区社協の単位とはまったく別ではありますが、学校単位で事業を実施していきたいということのようです。

○A委員

教育委員会ですよね。

○福祉総務課職員

そうですね、はい。

A委員

長崎大学の教育学部の学生も、長崎市内ですけれども、教室に結構支援に行っております。諫早から通っている教育学部の学生も多いので、もし必要だったら、教育学部のほうに声をかけてください。単位の一つとして学部が取り組んでいますので、支援する学生がいると思います。

○福祉総務課長

ありがとうございます。教育委員会の担当課のほうに、そういうお話があったということを伝えたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

先にE委員をお願いします。

E委員

46ページに『「ココロねっこ運動」の取り組み』というのが載っていますが、県としては平成13年度から始まっていると思います。社会教育団体としては既に取り組んでおり、学校の授業参観のときに子守をしたり、今年度からは公民館の託児つき講座のお手伝いをしておりまして、地域でもほんとうに子どもたちの見守りをやっておりますが、この地域福祉総合計画の中に、今回からわざわざ『「ココロねっこ運動」の取り組み』として入れられています。それはどういう意味合いで今になってからという気がしておりますので、教えてください。

福祉総務課職員

「ココロねっこ運動」に関しては、平成13年からずっと推進されており、ちょうど10年目の平成22年に、改めて10年目に見直そうと「ココロねっこ10(テン)」という運動をされています。そこで明確に、学校とか地域とか、それぞれの主体に応じてどういう活動をしていこうかというのを、改めて考えられているということがございます。

「ココロねっこ10(テン)」の10項目の目標の中から、ここに掲載をしています2項目が地域で進めていこうという、また改めて22年の10年目のと

ころから進めていこうと掲げられておりまして、地域の福祉的な視点から見ても、この計画の趣旨にも合っているということで、今回掲載させていただきました。

○E委員

このように、「ココロねっこ運動」に取り組みますという項目を挙げていくと、ほんとうにこれに向かってみんな一生懸命やっているように思いますが、ただ書いてあるだけで、各地域では、どこまでだれが責任を持ってやっているのかという問題が出てくるんじゃないかと思っております。子どもを育てるには、地域の人と一緒にみんなで見守りをしないといけない。大人が本気で子どもに接すれば、子どもはそれなりに、返事でも態度でも返してきます。だから、地域の大人が一生懸命にやらないとだめということをおっしゃっていますので、計画にうたわれることはいいとは思いますが、実際にどういう形で実践するのかというのが、私自身は少し心配です。

○会長

ありがとうございます。貴重な御意見だと思えます。事務局は何かありますか。

○福祉総務課長

素案のときでしたか、ここの顔見知りになるきっかけづくりという項目を御説明するとき、隣近所顔見知りになるのを改めて計画に載せたりとかというところは、今までの私たちの地域生活では関係ないのかなというふうに思っていたのですが、アンケートの調査結果で、隣の人のこともあまり知らない、つきあいが薄い状況などが出てきたものですから。

項目としては、下のほうに、顔見知りになるきっかけづくりなど、今までの計画の中にも入ってはおりましたが、そこを基本指針にワンランク上げて、基本目標として顔見知りになるきっかけづくりというのを掲げたところの意味合いとしては、そういう不十分なところがあるから、目標に掲げて取り組んでいこうという気持ちからです。ですから、それに伴って各課それぞれ、特に子どもに関しては教育委員会が所管して取り組みをされているので、そういうような強いお声があったということでお伝えいたします。

○会長

はい、C委員。

C委員

その46ページのあたりなんですけれども、私は、健康いさはや21で北地区の健康推進委員もしております。学童クラブを訪問したり、学童期が中心ですので、子たちのことについてずっと話をしております。その中で、やっぱりあいさつというのはすごく大切だというのはわかっているのですが、今

は誘拐されたりなど、何そういう物騒な世の中になっているときに、あいさつをどんどん進めようというのは、それはそれでいいんだけど、見知らぬ人から声をかけられても反応するなというような形の注意事項もまた、親御さんから出ているということもあって、このところを危険がないような形で、地域でうまく定着させられればいいなと思っています。そういう意見が北地区の健康推進委員の中ではよく出てきます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。「ココロねっこ運動」については先ほどおっしゃるように、県民運動としてもう10年取り組んでこられたということ、それも引き続き推進していく必要があるということから、ここに採用しているということでございます。このことについて、今こういう社会状況でございますので、あいさつも非常に対応が難しい部分もあるかと思えますけれども、記述としては、こういう形にしたいという説明でございました。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに。お願いします。

F委員

48ページの図ですけれども、『さまざまな地域の団体』としてありまして、外周期に地域の団体を書いてありますが、これに例えば、医師会さん、歯科医師会さん、保健所や看護協会など、そういうところも十分何かいろいろな支えをしていると思えますし、フェスタも行われています。地域との密着性ということ言えば、非常に強いと思うんですけれども、なぜか図の中に入れておりません。その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

福祉総務課長

一応、ここも地域というつながりで活動されている団体という意味で記載をしております。医師会さん、歯科医師会さん、看護協会さんらが地域としての活動をされているということを、私自身は承知をしていない部分もありました。地域で支えるという意味で看護協会さんなり、医師会さんなり、歯科医師会さんが地域での活動をされているということであれば、ここに記載をすることについてはやぶさかではないと思えます。

○福祉総務課職員

補足させていただきたいのですが、ここに掲載をした団体さん方は、地域住民が自ら参加しようと思ったときに容易に参加・加入できる団体を中心に挙げさせていただいているということがございます。ここには掲載していないけれども、地域を支える様々な活動をされている団体もたくさんあるだろうと思

ます。ここは、地域住民が自己の希望により関わることができる団体という視点で掲載しており、さらにその周りに、支援をしている専門的な団体という枠組みを設けることは可能と思いますので、検討させていただきます。

○会長

今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

F 委員

はい、ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ちょっと聞き逃したのですけれども、62ページの部分で、何か訂正をしますという説明があったと思います。よく聞き取れなかったので、もう一度、具体的をお願いします。

福祉総務課長

62ページの一番上の丸のところですね。現在社会福祉会館内に設置をしている云々の「ボランティアセンターの機能強化とボランティアセンターのあり方について検討します」という項目を、皆さん方にお示している議事資料では(4)の『地域福祉の新たな担い手の開拓』に整理をしておりますが、その前の59ページ(3)『ボランティア活動等への支援』の中で、施策の方向として「ボランティアセンターの機能強化を図ります」を記述していますので、そのところに整理をしておし、62ページから59ページへ移動させていただきたいということでございます。

会長

移動というか、削除する、持っていくのですか。

○福祉総務課長

持っていかせていただきたいと思います。

○会長

そしたら取り組み内容のところに、60ページのところに持っていくのでしょうか。62ページの2行目、3行目、4行目の部分を……。

○福祉総務課長

市が取り組むことの内容になっていきますので、60ページの地域でできることの下ではなく、59ページの下の方の、市が取り組むこと一番最後に追加をさせていただきたいと。

○会長

62ページの部分の3行部分を、59ページの地域でできることの上のところに入れるということですね。

福祉総務課長

そうでございます。

○会長

ありがとうございました。

G委員

もう一つ、今の61ページのところですけれども、施策の方向で福祉協力員については、市内全20地区の地区社協での設置を目指してという文言がありますが、右側62ページの地域でできることでも「福祉協力員の未設置地区については設置の推進を図るという」文言が書いてありますけれども、この意味の違いですね。

福祉総務課職員

左側の施策の方向というのは、取り組み内容、市や地域などを含めて総合的に市全体で福祉協力員についてさらなる促進をとという趣旨で掲載をさせていただいてまして、下の市が取り組むことの2項目にも、「福祉協力員について市内20地区すべてに設置できるよう支援を行う」とありますが、これは市が市社協、地区社協を通じて設置ができるような支援を行うということです。地域でできることで掲載をしている福祉協力員の未設置地区のお話というのは、地区社協の中で未設置の地区社協の方々に対しての働きかけといいますか、福祉協力員の制度を一緒に充実していきましょうというメッセージような趣旨でございます。

○G委員

ありがとうございます。この福祉協力員という方は民生委員の片腕になって今から働いていただける方なので、その辺の意味合いが弱いかな、軽く扱っていただきたくないなという気持ちがありましたので、ちょっとお尋ねいたしました。

○会長

ありがとうございます。ほかに、はい、お願いします。

H委員

ちょっと些細なことで申し訳ないのですけれども。66ページの市が取り組むことの最後のところ「母子保健や成人保健などの各種検診や相談を受けやすい環境づくり」ということで、この検診の字を使われるのは大体がん検診ぐらいで、56ページの下から3行目に健康の診断ということで、母子保健や成人保健などの「検診」は、通常こちらの「健診」になりますので字を訂正していただけたらと思いました。

○会長

健康の「健」にですね。いいでしょうか。

福祉総務課職員

はい、御指摘ありがとうございました。

○会長

お願いいたします。ほかに。ありませんでしょうか。

E委員

もう一ついいですか。57ページのちょうど真ん中ぐらいですね、「民生委員・児童委員は原則として無報酬であるため、なり手の確保についても課題があります」と書いてあります。これが無報酬ということはないんじゃないかと。報酬のことは言いたくはございませんけれども、民生委員さんは確か法務省の管轄になっているのでしょうか。そちらから報酬が出ているという話も耳にいたします。公には、私たちはボランティアですということをよく言われておりますけれど、地区団体の役員・会員への声がかかると、どちらかといいますと民生委員さんのほうに流れていく傾向もあります。そのような現状がある中で、このように無報酬とうたっていいものかどうかと私は思いますが。

○会長

事務局、お願いします。

○福祉総務課長

民生委員さんは無報酬でございます。ただし、県と市から民生委員児童委員協議会への支援は行っており、その中には民生委員さんの活動費もでございます。

○E委員

活動費として個人が受け取られるのでしょうか。年間10万円という話もあります。報酬と活動費の違いを教えてください。活動費といいますと、民生委員さんの活動のうち、どこまでが対象とするのでしょうか。私たちほかの団体から見ていると、出ているなあという感じはしております。そして食生活改善推進協議会などにいたしましても、事務局は健康福祉センターの中にあります。社会教育団体というのは、事務局も何も持たずに、企画構成から運営まですべて自分たちで行い、立ち上げてきている団体でございますので、市から補助金はいただいておりますが、何か腑に落ちないところがございます。

○福祉総務課長

民生委員さんが無報酬か報酬かという御質問については、無報酬ということでこれは間違いございませんので、そのように記載をさせていただきたいと思っております。活動費については簡単に分かりやすくお話することが難しいので、この会議が終わりましてから詳しく御説明させていただきたいと思っております。

○G委員

民生委員は本当に無報酬です。確かに研修経費などの活動費はあります。研修に行くだけでなく、ひとり暮らしの高齢者の方をお伺いしていろいろと支援する際にも活動費というのを生かしておりますけれども、報酬としてはござ

いません。10万円というお話も出てきましたけれども、協議会が決めることなので地区により様々です。外部の方が推測されている内容と実際の状況には差があるのではないかと思います。

○E委員

活動費と言ってしまうと、私たちもそれぞれに個人負担をすることもありますので。そこら辺がどこまで活動費として認められるのかということは、今のお話を聞いてもまだ少し疑問に思っています。

○会長

民生委員さんの制度については全国的な取扱いで、諫早市だけのことではございません。民生委員さんの活動については、御承知のとおり、日々いろいろ相談事や見守りなどで訪問活動をされておられる。社会教育団体さんの仕事についても、ボランティアの推進団体として地域福祉を支えていただいていますので、社会福祉協議会が一番お世話になっているんじゃないかと思っております。民生委員・児童委員さんだけでなく、委員皆さん方の各団体に対してもそうでございます。

民生委員さんの報酬については無報酬であり、それははっきりしているということで、活動費についても、それに対する民生委員さんの活動内容についてもちゃんと御説明ができますし、他の各団体さんも地域福祉を推進する方々ということで、民生委員・児童委員と同様にこの地域福祉計画に関わる大変大事な団体であると思っております。記述のところで、無報酬というのが唐突に出ている表現について、少し考える部分があるならその辺は事務局に検討していただくということで、御理解いただければというふうに思います。

○E委員

私が今日お尋ねしたかったのは、やはりこの話題が会の中に出ることがあるので。その時に私たち役員自身もしっかり説明ができないものですから、お尋ねしてみたいと思ったのです。

○会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

いろいろ御意見が出たと思います。特に、ほかになければ本日いただきました御意見を踏まえまして、最終案のいろいろな文言の修正につきましては会長に委任をさせていただくということで、この最終案を答申案という形にさせていただきたいと思っております。そういうことで御承知いただきますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、文言の修正等が私に御一任いただいて、

その答申案が完成後、今後の日程と事務作業につきまして事務局より提案をお願いいたします。

○福祉総務課長

ただいまいろいろな御意見をいただきましたので、まず、そういうものを含めまして修正の作業をし、会長さんに確認をしていただいて、答申案をつくります。そしてその答申案に早ければ年内か来年の1月初旬から、2週間程度のパブリックコメントを行いたいと思っています。その後、寄せられた御意見を受けて、今回お示した内容の趣旨に変更を加えたり、大幅な修正をする必要が生じた場合は、改めて皆さんにお諮りをしたいと思いますけれども、特になければ、パブリックコメントの終了後、1月の末頃には答申という予定でお願いをしたいと思っています。

以上でございます。

○会長

確認をしておきたいと思います。ただいまの事務局の説明は、答申案についてパブリックコメントを実施しますということでした。今日の御意見を踏まえて、お手元にある最終案の修正等につきましては、会長に一任していただくということでございます。パブリックコメントの実施後、この内容について大きな変更が必要となった場合については、もう一遍お諮りするような場合があるということです。しかし、パブリックコメントの実施後の修正が軽微なものであれば、事務局、会長に一任をしていただいて、審議会として市長へ答申をさせていただきますというご提案でございます。

それで、一つ私からも委員の皆さん方にお願ひがあるんですけれども、パブリックコメントが終わるまでの間、何かお気づきの点、ちょっと修正したらどうか、少しに気にかかるなというようなことがもしございましたら、事務局のほうに連絡をしてください。事務局には委員さんの御意見を踏まえて十分に検討していただくようお願いをしたいと思います。そういう形で事務局のほうはいいでしょうか。

○福祉総務課長

はい。

○会長

委員さん方も、そういうことでよろしゅうございますか。

この最終案に今日の御意見を踏まえて少し修正することを会長に御一任いただき、その修正後のものを答申案としてパブリックコメントを実施するというご提案でございます。パブリックコメントを実施した結果、内容の大幅な修正が必要だと判断される場合は、再度御審議をお願いする場合もあるということ。現時点では、そういうことで、この最終案の修正後を答申案としていくことに

御了承をお願いしたいということでございます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

しっかりと了承していただいたということで、今後の事務を進めさせていただきたいと思えます。

それでは、議事につきましては以上で終了ということでございます。

(3) その他

○会長

最後にその他ということでございますけれども、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

Ｃ委員、お願いします。

Ｃ委員

実は医師会のほうで、今度健康福祉審議会があるけれども何かないかということを経事に諮りましたら、小児科の先生のほうから、保育園に関するのですが、幼稚園はあるけれども、保育園のほうはいわゆる園医という形のものであるんですけれども、園ごとにそれぞれで対応していると。結局そのために感染対策とか、いろいろなアレルギーに対する対応がばらばらであると。そこをどうするのかという形で、ちょうど保育会の会長さんがおいでだったので、後からお話したいと思っていたのですが、先に退席されたので。

そういう問題が今、医師会の小児科の理事のほうで話が出ています。ですので、いわゆる小学校の校医談みたいにみんなに一斉に話をする、小学校の校医の場合はある程度話す機会がありますもので。ところが園医にはそのような機会はございませんので、そこをちょっと検討していただければと思います。

以上です。

○こども支援課長

こども支援課長でございます。ただいまのお話は私も相談を受けておりまして、本日は別会場にて保育会の総会が開催されており、その中で御説明をさせていただきました。感染症対策、感染症が拡大しないように、勉強会と申しますか、そういう行事を開催したいということをお伝えしまして、日程を調整して進めていきたいと思います。と御提案いたしました。

○Ｃ委員

そこで一つお尋ねします。そういう講演会には、いつもよそから有名な先生が来られるが、地元の先生のほうがよく話ができていいんじゃないかという意

見も、小児科の先生から出ておりました。

以上です。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

なければ次回の日程につきまして、事務局から提案をお願いいたします。

○事務局

次回の審議会についてお知らせをいたします。次回の審議会につきましては来年、年が明けまして2月16日の開催を予定いたしております。正式な通知につきましては、別途文書にて御案内をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ほかに何はございませんか。皆さんはいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

なければ、これをもって議事を終了させていただきます。あとの進行は事務局にお願いします。

○事務局

閉会に当たりまして、健康福祉部長がお礼を申し上げます。

健康福祉部長

どうも皆さん、1時間半にわたって熱心な御審議ありがとうございました。計5回の御審議をいただきまして、今後5年間の諫早市の地域福祉計画ということでの答申案と今後の進め方について御承認をいただきました。誠にありがとうございました。

今後の取り扱いは、会長さんや事務局のほうからお話したとおり、パブリックコメントも行いながら、最終的に答申をいただくこととなります。大幅な修正がありましたら再度御審議をお願いすることもあるかとは思いますが、とりあえずは今回答申案としての御承認をいただいたというところでございます。ありがとうございました。

本日はお疲れさまでございました。

○事務局

田鶴会長、委員の皆さん、大変お疲れさまでした。以上をもちまして平成23年度第3回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。

(午後4時38分終了)